

衆議院 法務委員會 議 録 第 十 八 号

平成十一年五月二十八日(金曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 杉浦 正健君

理事 橋 康太郎君

理事 山本 幸三君

理事 上田 勇君

安倍 晋三君

加藤 卓二君

左藤 恵君

菅 義偉君

出野瀬良太郎君

西田 司君

古屋 圭司君

宮本 一三君

山口 泰明君

漆原 良夫君

一川 保夫君

武山百合子君

園田 博之君

出席國務大臣

法務大臣 陣内 孝雄君

出席政府委員

法務省刑事局長 松尾 邦弘君

公安調査庁長官 木藤 繁夫君

運輸省航空局長 岩村 敬君

建設省建設経済局長 木下 博夫君

委員外の出席者

警察庁警備局公安第三課長 安第三課長 南 隆君

法務委員会専門員 海老原良宗君

委員の移動
五月二十八日

加藤 紘一君

河村 建夫君

小杉 隆君

菅 義偉君

渡辺 喜美君

権藤 恒夫君

同日

田野瀬良太郎君

中谷 元君

古屋 圭司君

松本 純君

山口 泰明君

武山百合子君

同日

原田 義昭君

宮本 一三君

鰐淵 俊之君

同日

田中 和徳君

一川 保夫君

同日

安倍 晋三君

鈴木 淑夫君

同日

補欠選任

小杉 隆君

権藤 恒夫君

補欠選任

中谷 元君

古屋 圭司君

田野瀬良太郎君

松本 純君

山口 泰明君

武山百合子君

補欠選任

原田 義昭君

宮本 一三君

河村 建夫君

菅 義偉君

渡辺 喜美君

鰐淵 俊之君

補欠選任

田中 和徳君

加藤 紘一君

一川 保夫君

補欠選任

安倍 晋三君

鈴木 淑夫君

補欠選任

小杉 隆君

権藤 恒夫君

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会閣法第九三三号)
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会閣法第九四号)

○杉浦委員長 これより会議を開きます。

第四百四十二回国会、内閣提出、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案、犯罪訴訟法の一部を改正する法律案並びに上田勇君外九名提出の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案及び犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案に対する両修正案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安倍基雄君。

○安倍(基)委員 安倍でございます。

我々がつくりました修正案につきましては、いろいろ既に質疑がございました。これは、犯罪の防止と人権をどう調整するかという問題でございます。私は、人権という場合に、やはり犯罪によつて被害を受ける者の人権というものもこれは非常に大切なものであつて、その面で、通信傍受にしてもいろいろ問題にしても、単に一般的な人権以外に、本日に犯罪を減らすにいかぬという意味の努力も必要である。

したがいまして、今度の法案、そしてまた修正案、この修正案は、それなりに、例えば通信傍受にしても、いろいろ修正をしております。犯罪の範囲を限定したり、あるいは令状の請求権者あるいは発給権者を限定する、立会人の立場をはっきりさせる、濫用を防止する、そういう面においてそれなりの意味を持った修正をしたと私は思っております。したがいまして、私も、この修正

案、我々がつくつたわけでもございませうけれども、賛成でございます。

きょうは、組織暴力と関係いたしましたして、成田の問題を聞きたいと思ひます。

伝えられるところによりますと、運輸省は、既存の滑走路とは別に、二千五百メートルの予定を二千二百メートルにして、それを早くやろうという状況のようでございますけれども、その辺はさうでございますか。――簡単にしてください。

○岩村政府委員 はい、わかりました。

成田空港につきましては、昭和四十二年に着工して以来三十余年ほどたつておりますが、残念ながら、四千メートル滑走路一本で運用をしながら、いかぬ、そんな状況にございませう。そういう中で、収用をしない、力づくでつくらないというこれまでの話し合いの結果もございませう。

そういうことで、話し合いを進めていく際に、一方では、やはり国の内外から強い増便の要求、お客様の御希望、そういうものが強うございませうので、苦渋の決断として、今先生おっしゃったように、二千二百メートルの暫定滑走路というものも視野に入れて、二〇〇二年のワールドカップに間に合わせるように整備を進めたい、そのように考えておるところでございます。

○安倍(基)委員 私の持ち時間は二十分しかないものですから、簡単にさせていただきたいと思ひます。

私の理解するところによりますと、現在買収に反対しているのは三戸というぐあい聞いております。それとともに、私の理解しているところによりますと、いわばウェーティングリストに三十三カ国が入つてきた、できない。私はまた、いろいろレクチャーを受けましたら、ほかの諸国はもう四千メートル級の滑走路を何本も持つ

ておる。アジアにおいてさえ、韓国、シンガポール。

これから国際化、国際化というときに、わずかに四千米メートル程度のもの一本で、これからつくろうとするのが、二千幾らだ、二千五百も断念する、これは本当に国際的に恥ずかしいと思うんです。今度の話し合い路線というのもしないんですけれども、一体運輸省は何を考えているんだと私は思います。

一言答えてください。

○岩村政府委員 第一点目の、残る地権者でございますが、滑走路予定地内に居住している地権者、今先生おっしゃったように二戸でございます。面積にいたしまして五・七ヘクタールの用地がまだ未買収であるという状況でございます。

また、世界から乗り入れの希望の国でございますが、航空協定を結んでほしいという国が今先生おっしゃった三十三カ国、そのほかに、現在成田が入りませんので関西空港にかわりに入っております、そういう国が十五カ国ございます。

そういう意味で、今先生から厳しい御指摘ございましたが、我々としても、一日も早く二点目の滑走路をつくって、強い増便の要求、そして地域の要望にこたえていきたいというふうに考えておるところでございます。

○安倍(基)委員 本当に成田は過密化している。これで、大きな災害でも起こったらどうするんだ。航空災害というのは非常に大きいわけでございますから、それがわずかに一軒か二軒の反対者のために融和路線、融和路線と。まさに世界の笑い物じゃないかと私は思っております。こんなところはずいぶん土地を収用したらどうなんですか。

○岩村政府委員 長い経緯があるわけでございますが、手短かに申し上げますと、平成三年から、膠着状態にある地権者との話し合いを進めるということでシンポジウムというものを開きまして、五年には、その結論を受けまして、実はその年の六月に土地収用法の裁決の申請を取り下げたところでございます。また、平成六年秋に、このシンポ

ジウムを受けて円卓会議が開かれて、その結論が出たわけでございますが、その中で、平行滑走路の用地取得は話し合いにより行うことということで、これを国として受諾した、そういう経緯がございます。

そういうことで、先生の御指摘のとおりにはならないでございますが、強制収用という方法は現時点で採用できないというふうに我々は考えておるところでございます。

○安倍(基)委員 私の聞くところによりますと、千葉県においては収用委員会が六十二年以降機能していないという話を聞きましたけれども、これは事実でございますか。

○山下政府委員 先生お話ししましたように、昭和六十三年九月、委員会の会長が第二期工事に反対いたしました過激派に襲われまして、その後十一月に委員及び予備委員が全員辞任しております。そういうことで、現在では千葉県には収用委員会がございません。

○安倍(基)委員 法務大臣にお聞きしますけれども、この事実を御存じでしたか。十年間土地収用委員会が機能していないんです。でございますから、空港だけじゃなくて、ほかの、いわば国道にしてもいろいろな公共事業にしても、それを収用する機能がないんですね。このことは法務大臣、御存じでしたか。

○陣内国務大臣 個人的に新聞等を通じて知っております。

○安倍(基)委員 ある意味からいうと無状態なんですよ、これは。この収用委員会が機能していないという点に対する責任は一体どこにあるのですか。運輸省にあるのか、建設省にあるのか、法務省にあるのか。形の上では、千葉県知事が委員を任命するという点になって、任命してないのだから状況のようだけれども、これはある意味からいうと、責任のなすり合いなんですよ。

私は、最終的には、法秩序を維持すべき法務大臣の責任だと思いますが、いかがでございますか。

○陣内国務大臣 それぞれ所管しているところで、法の秩序を守るという意味で、最善の努力はされておると思いますが、残念ながら、ただいま御指摘の件についてはいまだそこに至っておらない、大変遺憾に存じております。

○安倍(基)委員 私は、国内全体の人々が、千葉県において収用委員会が十年以上機能していないという話を、ほとんど皆さん知らないんじゃないか。まさにこれは重大な問題です。でございますから、融和路線とか何とか路線とかいって、私は本当にこれは世界の笑い物じゃないかと思えます。

私は、自分の本を宣伝するのは嫌なのですけれども、実はある政治家のモノローグというのを書きました。そこで、日本の社会は大切なことと大切じゃないことの区別がつかない、国際空港をつくることは本当に大切なことだ、それに対して、幾ら遅延してもだれも責任をとらない、枝葉末節と一番根本とをどう区別するのか、これを区別しなかった日本社会はどうなってしまうぞというのを書きました。

それとの関連で私は聞きたいのですけれども、いわゆる中核派とかいろいろなのがあるというふうでございますけれども、そのテロ状況、ゲリラ状況、それに対してどう手が打たれたのか、それについてお聞きしたいと思います。

○南説明員 お答えいたします。

昭和六十年以降の統計でございますが、極左暴力集団によるテロ、ゲリラ事件は、昭和六十年以降、五百六十六件発生しております。このうち、成田関連は二百四十件であります。セクト別で見ますと、中核派の犯行によるものは四百件であります。このうち、警察として検挙いたしましたのは、昭和六十三年九月に千葉県内で発生いたしました千葉県土地収用委員会会長襲撃事件など二十件であります。

極左暴力集団によるテロ、ゲリラ事件の解決には、現行法制上、実行行為者の特定が不可欠であります。この種のテロ、ゲリラ犯罪におきまし

ては、いわゆる非公然活動家によって敢行されまして、通常、多くの場合、時限装置を使用し、事件発生時には犯人は既に現場から遠方へ逃走しているというのが実情でありまして、事後捜査によりまして犯人を割り出すのは極めて困難であり、かつ、相当の時間を要するところであります。

しかしながら、警察といたしましては、こうしたテロ、ゲリラを敢行する非公然活動家の検挙や非公然アジトの摘発に向けまして、組織の総力を挙げて極左対策を推進しているところであります。昨年にいって言えば、非公然アジト五カ所を摘発したほか、非公然活動家十五人を検挙しているところであります。

○安倍(基)委員 これは基本的にはやはり組織暴力なんです。我々はオウムの問題とかあるいは通常のいわゆる暴力団の問題、そこに目を向けておりますけれども、日本を本当に世界の笑い物にしていくような政策、その基礎には、こういった組織暴力を抑え込めないという問題があるわけです。

私は本当に、暴力に対して、いろいろおびえるのはいけません、だれか責任を持って前へ進むべきだと。しかも、今度の第二滑走路も二千五百を二千二百にするというふうな決断、あるいは、対話路線を使っているからそれに従うんだ、そのような腰の弱いことで、本当に国際社会を乗り越えていけるのか。

私は、この問題は大きな問題である。マスコミも悪いと思うのです。マスコミが今まで成田闘争にかにも民衆運動の一環のごとき宣伝もしてきた。今度この問題、我々はこの内閣においてもとまきつとした姿勢をとってほしい。しかも今、滑走路を短くしようというふうな、あるいは対話路線を踏襲するというようなことは、本当に世界におくられること甚だしい。

私の聞くところによりますと、ソウルやシンガポールでも四千米メートル級のを二本ずつ持っている。本当に、これだけの大国日本がわずかに一つの滑走路で、もう一つをつくるのにも対話路

理しておきたいと思ひます。

立会の目的は、通信傍受による捜査の適法性を担保することであり、私はここで、立会によって担保される捜査の適法性については、二つの側面があると思ひます。

その第一は、そもそも当該通信内容を傍受することが適法かどうかの判断であります。もしも不適法であるならば、これを切斷しなければならぬということになります。

その第二は、当該傍受が令状記載の要件、これは、傍受すべき通信か否か、傍受の対象とすべき通信手段であるか否か、あるいは方法、場所、期間その他六条所定の条件、これを遵守しているか否かという側面でございます。

N T T職員や地方公共団体の職員に切斷権の行使をも含めた通信内容の適法性の判断を求めることは、高度な法律的、専門的判断をN T T職員等にゆだねることになって、妥当ではない、こう考えます。

さらに、弁護士会の立会については、これは一つの理想ではあるものの、弁護士偏在の問題や、あるいは、民事、刑事の裁判の日程がびっしりと詰まっている弁護士に機動的にしかも長期間にわたって立会を求めることは、物理的に不可能という現状だと思ひます。

したがって、原案及び修正案では、立会人には、当該傍受が令状記載の条件を遵守しているか否かという外形的、客観的側面における適法性の担保の任に当たってもらうこととし、通信内容の適法性については、ほかの手段、すなわち通信の当事者に対する通知、二十三条、傍受記録等の聴取、閲覧、二十四条、二十五条、不服申し立て及び当該記録の消去、二十六条などの方法によって適法性が担保されているものであります。

この私の理解につきまして、提案者、法務省より意見があれば述べていただきたい、こう思ひます。

○松尾政府委員 先生御指摘のとおりだと思ひます。

立会人は、まず、外形的、客観的なものとして、当該傍受が傍受令状記載の条件を遵守しているか否かという観点から、傍受のための機器を接続する通信手段が令状に許可されたものに間違いなくどうか。これは、基本的にはN T T等専門の業者でございますので、まさにその専門が生かされる分野でございます。

それから、傍受をしたすべての通信が記録されているかどうか。これも外形的にチェックできる事項でございます。

それから、令状により傍受が許可された期間または時間が遵守されているかどうか。これも、二十四時間傍受を許可する場合もございまして、場合によりまして、例えば昼間の時間だけとか、あるいは一日の一定時間を限って傍受を認める令状も考えられます。そういった場合には、その時間がきちっと厳守されているかどうかということも、立会人は当然立ち会うことによってわかるわけでございます。チェック事項ということになります。

そのほかに、傍受した通信についてはその都度原記録として録音がされるわけでございますが、この録音されたものは、立会人の封印という作業が必要でございます。裁判官がこれを保管するということになっておりまして、これも立会人の重要な職責ということでございます。

このほかに、適正な傍受ということを保証するためには、先生もお触れになりました、当事者に対する事後的通知、あるいは当事者からも記録の閲覧、謄写の要求が可能でございますし、不服申し立てを行う制度も整備されているわけでございます。

また、さらに今回修正案で、これに加えて、常時立ち会ひの義務づけ、あるいは立会人が意見を述べることを認めたことなどから、傍受実施の適正確保のための制度がさらに十分に担保されたということになろうかと思ひます。

○笹川委員 今刑事局長から答弁いただきましたと同じであります。昨日も答弁させていただきました。

ましたけれども、立会人は、外形的、客観的なものとし、機器の接続、あるいはまた通信手段が令状のとおり実行されているかどうか、あるいはまた期間とか時間とか、あるいはまた終わつた後封印をきちっといたしまして、これは裁判官が保管するわけでありまして、また、通信の当事者が記録の閲覧、謄写、不服申し立てを行う制度も整備されている、こういうことであります。

修正案は、これに加えて、常時立ち会ひをする、こういう制度があります。常時立ち会ひというのとは、一人で常時立ち会えるかという、一人じゃ無理ですから、何かあったときにはというところで、やはり複数の人が立ち会ふことができるというふうになるだろう、こう思ひますので、私は十分に担保されるのではないのかなというふうに考えております。

○漆原委員 修正案にはさらに、「立会人は、検察官又は司法警察官に対し、当該傍受の実施に関する意見を述べる事ができる。この条文を挿入したわけでございますが、この条文を加えた趣旨をお尋ねしたいと思ひます。

○笹川委員 立会人が意見を述べる事ができるという事になりましたのは、やはり立会人そのものの信頼性、あるいはまたそれなりの重要な仕事をやっていただいているわけですから、当然、ただ立ち会ったのじゃなくして、これがきちっと実行できたかどうか、あるいはそういうことについての意見を述べる事ができるということとは、非常に正確に国民の皆さんにも理解できるし、捜査当局にいたしましても立会人の意見を十分に尊重し、あるいはまた令状を発行した裁判官もそのことが知り得るということになりますので、透明性と公平性等考えれば、非常によかったのじゃないかなというふうに私は考えております。

○漆原委員 意見を述べる方法でございますが、二十一条によりますと、立会人が述べた意見、これは傍受の実施の状況を記載した書面の提出、こういう二十一条の条文でございますが、これは、

検察官または司法警察官が、実施状況の後で裁判所に報告する、こういうことになっていきますね。その中に立会人が述べた意見を書いて裁判所に提出する、こういう構造になっておるのですが、そもそも私は、立会人が司法警察官なり検察官のやり方に不服を持っている、どうもおかしいのじゃないかという意見を持っている場合に、当該司法警察官に対して、あなたがやったことはちょっとおかしいのじゃないかと言ふのは、非常に言いにくからうと思ふのです。

そういう場合には、通信を傍受した司法警察官を通して裁判所に意見を述べるのじゃなくして、この立会人がみずから、直接裁判所に対して意見を述べるというふうにしたら、もっといいのではないかな、こう思ふのですが、いかがでしょうか。

○笹川委員 細かい、技術的なこともありますが、で、刑事局長にも補足して答弁していただきたいと思ひます。

確かに委員のおっしゃる通りに、立会人がじかに捜査員にクレームをつけるという事ですか、そういう意見を書いた文書を渡すのは、やはり人間的に非常に渡しづらい。それこそ、立会人の意見を封印して裁判官に渡すのなら何でも書けるでしょうけれども、なかなかそういうシステムになっていません。

書面を出すということになっていきますが、その書面がどういう書面になるか、ちょっと私もそこまでの技術的なことはわかりにくいと思ひますが、立会人が十分に自分の意見を言える、立会人としての責務を果たす事ができるというふうな、何かそういうマニュアル化したものの、例えば封書で出すとか、何かその辺のことは若干あるかもわかりませんが、やはり立会人という重大な職務ということでは、それは割り切っていないで、国民の通信の安全あるいはまた憲法に規定された通信の秘密を守るように努力していただいて、立会人の皆さんにも協力をしていただくという形の精神を生かしていただかないと、屋上屋を重ねる方式をとらなければならぬ、こういうふうと思

いますので、その点につきましては、刑事局長に答弁してもらいます。

○松尾政府委員 立会人の意見をどういう形でだれに言うのかというのも一つの重要な点でござい

ます。
ただ、ここで考えますと、現にその傍受をして

いるのは、裁判官ではございませんで、捜査官で

ございまして、立会人としてまず直接的にはそ

の捜査官に対して意見を言うというふうな制度

の方が、現実には即するのだらうと思ひます。

ただ、立会人と捜査官との間で、必ずしも利害

が一致しない場合もございまして、あるいは意見が

一致しない場合も当然予想されるわけでございま

すので、そうしたものは、裁判所に傍受記録とし

て書面を提出する際に、裁判官に、どんな意見を

立会人が言ったのか、それに対して捜査官がどん

な処置をしたのかということがわかるようになって

いないと、それは不都合があると思ひます。

したがいまして、今提出者の方からも御説明が

ありましたが、立会人の意見が的確に裁判官に届

く、どういふことを言い、現場の捜査官がどう対

処したかということがわかるような一つの記録を

つくる必要があるだらうということがありますの

で、それは運用の際に、例えば、書式を決める場

合に立会人の意見欄を設けるか、あるいは、立会

人の意見は、先ほど提出者が言いましたように別

紙にして、これは別の封筒で裁判官に届くように

するのか、それは実際の一番いい方法をもう少し

考える必要があるかと思ひます。

○漆原委員 そのところは、ぜひ、やはり本人

に直接言うのは言にくいという遠慮する気持ち

があると思ひますので、どうか、封書が何かで、

別封筒が何かで、その内容が当該捜査官に知れな

いような方法で裁判所に出されるような方法を

とっていただければ、これは、仮に何も意見を述

べなかったとしても、通信の傍受をしている捜査

官に対しては非常な心理的圧迫になることは間違

いないわけですから、そのところをひとつよろ

しくお願いしたいと思ひます。

それから、実際に立ち会いに当たるN.T.T.の職

員だとか地方公共団体の職員は、捜査については

全く素人でありまして、多分これは、検察庁の方か

ら実施するから立ち会ってほしいという要望

があって、それに応じる格好で立ち会いをするん

だと思ひますけれども、その際に、その人が何を

注目していればいいのか、どこを見ていければい

いのか、どんな点に注意したらいいのか、まさに外

形的、客観的な捜査の方法を担保するという大き

な役割を持つていられるわけですから、このN.T.T.

の職員が立ち会いに当たって留意すべき点、こ

れをあらかじめマニュアル化して、こういう点を

ひとつしつかり頼みますよ、こういうふうなもの

をつくって渡してあげた方が、より実が上がるん

じやないかな、こう思ひますが、この点は

いかがでしょうか。

○笹川委員 それはお話のとおりでありまして、

現実にはこの法案が通れば、当然、警察なり検察

なり、あるいはまたN.T.T.を含めてお話をし

て、こういうものをこういうふうにするからぜひ

ひとつということ、やはり、ただ地方公務員が立ち

会うんだよというだけではとても不安でどうしよ

うもないので、その点については、教育という

説明というか、それはわかりやすく、捜査当局

が、協力していただくわけですから、当然私は説

明会というか教育会というか、そういうものは十

分に行つていただければいいと思ひます。

○漆原委員 それでは、三条一項三号についてお

尋ねたいと思ひます。

本号は、将来発生する犯罪についての通信傍受

を認めるものであります。刑事訴訟法の百八十九

条二項は、捜査は、犯罪があると認料するときに

開始されることを大原則としておるわけでござ

います。将来発生する罪に関する通信の傍受を認

めることは、この刑事訴訟法の大原則に違反し、

予防的通信の傍受を認めることになる、また、捜

査機関の暴走への道を開くことになるということ

が懸念されております。

この修正作業の中で、本号を削除すべしとい

う意見があったと思ひますが、それに対して、あ

えてこの条文を残した理由、どんな理由で残され

たのか、どんな議論がなされたのか、その辺をお

聞かせたいと思ひます。

○上田(勇)委員 三条一項三号の件についてのお

尋ねでございしますが、我々公明党・改革クラブの

中で議論をさせていた中で、いわゆる準備の

犯罪に対する傍受についてさまざまな意見がござ

いました。その中で、それを削除すべきだとい

う議論も行われたのは確かでございます。

ただ、本法案による通信の傍受は犯罪の証拠を

収集する捜査として行うものでございまして、い

わゆる情報収集のための傍受を認めるものでは

ございません。この三条一項三号も、既に一定の犯

罪が行われたという前提の上で、さらに、それと

密接に関連する重大な犯罪が近接して行われると

いう十分な嫌疑がある場合に、これを一連の犯罪

行為として全体の傍受の対象とすることができ

るものとするものでございします。

したがいまして、この三号につきましても、犯

罪が発生していない段階から通信の傍受を認める

というものでなく、三条一項一号の対象とさ

れている犯罪と密接不可分の犯罪が発生したと疑

うに足る十分な理由がある場合に傍受を可能とし

ては十分対応できているというふうな考えでお

る次第でございします。

○漆原委員 この条文で、対象犯罪ですが、原案

では禁錮以上の刑と決まっていますが、修正案で

は「死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若

しくは禁錮」というふうな非常に縛りがかかって

おります。私は、この点も非常に評価をしてお

ります。

さらに、縛りの一つとして、「別表に掲げる罪

と一体のものとしてその実行に必要な準備のため

に犯され」と、「一体のものとして」という文章、

言葉を挿入し、さらに縛りをかけていると思ひま

すが、この「一体のものとして」の文章を入れた理

由と、さらにその法的効果はどの辺にあるのかな

ということをお尋ねしたいと思ひます。

○上田(勇)委員 漆原委員御指摘のように、三条

一項三号につきましても、修正案におきまして

は、死刑、無期若しくは長期二年以上の懲役もし

くは禁錮に当たる罪ということに限定をさせてい

ただいております。これは、原案におきましては

禁錮以上の刑が定められているということにな

っておりますが、これではその範囲が広く、実際の

傍受には引き続き対象犯罪が犯されると認められ

るという要件が必要であるとしても、相当軽微な

犯罪が実行された段階で傍受が可能になるという

ことも考えられたわけでありまして。

そこで、対象犯罪を一定の組織性が認められる

重大な犯罪に限定したことを踏まえまして、これ

らの実行の準備のために犯された犯罪について

も、これを一定の重い犯罪に限定するのが適当で

あるというふうな考えたわけでありまして。

そこで、この限定の範囲でございしますが、「死

刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは

禁錮に当たる罪」としてありますが、これは、対象

犯罪とともに定められております予備罪が長期二

年とされているということから、それらの罪の予

備罪と相当のものについては、ここで傍受の対象

というふうになり得るのではないかと考えた次第

でございします。

さらに、「一体のものとして」というものを加え

させていただきましたが、これは、別表に掲げる

罪の実行に必要な準備のために犯された犯罪と当

該別表に掲げる罪との間にいわば客観的な一体性

が認められることが必要であるという趣旨でござ

いまして、単に準備という言葉よりも、その辺を

明確に規定するという所存でございします。

例えば、無差別大量殺人を行う計画、謀議のも

とで大量の毒物を違法に製造しているといったよ

うな場合に、それぞれの犯罪自体の性質、一連の

犯行計画、謀議の存在等によって認定されるもの

というふうな考えております。

○漆原委員 最後に、法務大臣に、今回の修正案

第一類第三号 法務委員会議録第十八号 平成十一年五月二十八日

五

についての御意見、御評価を賜りたいと思ひます。

○陣内国務大臣 このたびの修正案につきましては、これまでの御審議の結果を踏まえた大変貴重な御提案と受けとめております。しかるべく御論議をいただき、できる限り早期にこの法整備を実現させていただきたいとお願ひしたいところでございます。

○漆原委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○杉浦委員長 これより日本共産党の質疑時間に入ります。

四十分であります。委員の方々は、恐縮ですが、自席にて御待機いただくようお願いいたします。御苦労さまでございます。

これにて日本共産党の質疑時間は終了いたしました。

これより社会民主党・市民連合の質疑時間に入ります。

質疑時間は、午後七時十分までの四十分間でございます。

委員の方々は、恐縮ですが、自席にて御待機くださるようお願いいたします。御苦労さまでございます。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

〔橋委員長代理退席、委員長着席〕

○杉浦委員長 これにて社会民主党・市民連合の質疑時間は終了いたしました。

これにて質疑を終局いたしますことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員長 起立総員。よって、次に、そのようにいたします。

○杉浦委員長 次に、各案及び両修正案を、失礼いたしました、一括して討論に付するのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関

する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、上田勇君外九名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、上田勇君外九名提出の修正案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について採決いたします。――静粛に願います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○杉浦委員長 この際、ただいま議決いたしました組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案及び犯罪捜査のための通信傍受に関する

法律案に対し、八代英太君外四名から、自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党、さきがけ及び鯨岡兵輔君の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。達増拓也君。

○達増委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案並びに犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案に対する附帯決議(案)

両法の施行に当たっては、政府は次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 専ら盗聴目的で製造されている機器が、全く自由に販売され、個人のプライバシーが侵害されている現状は問題であり、政府は、これらの販売等につき、適正な規制を検討すること。

二 政府は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関しては、い

やしくも市民団体、労働組合等の正当な活動を阻害することのないよう厳に留意すること。

三 政府は、金融機関等による「疑わしい取引の届出」については、個人のプライバシーの保護との調和を図るとともに、金融機関の過度の負担となつて金融取引を萎縮させることのないよう、金融機関が容易に判断できるような明確な基準(ガイドライン)の作成に努めること。

四 政府は、組織的な犯罪対策については、制度的・技術的研究を含めて、国際協力の推進に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○杉浦委員長 採決いたします。

八代英太君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉浦委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。陣内法務大臣。

○陣内国務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、政府といたしまして、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりますことをお約束申し上げます。(拍手)

○杉浦委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○杉浦委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○杉浦委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後七時十四分散会

平成十一年六月十一日印刷

平成十一年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局